

○総務省告示第四百七十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

第六項第一号の表を次のように改める。

| 感 度 | 項 目 | |
|-----|-----------|-------|
| | | 基 地 局 |
| | 陸 上 移 動 局 | |

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表

希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の

において同じ。)の受信電力が基準感度(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては(一)九五・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては(一)九二・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))とする。以下基地局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

電波を使用するものにあつては(一)九七・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

る。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・八デシベル(一ミリ

ワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動

局であつて七一八 MHz を超え八〇三 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え八三〇 MHz 以下又は八六〇 MHz を超え八七五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて八三〇 MHz を超え八四五 MHz 以下、八七五 MHz を超え八九〇 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（

一) 九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、

| 実効 選択 度 | ブ ロ ツ キ ン グ 特 性 | 1 最大送信電力が三八デシベル (一ミリワットを○デシベルと する。) を超えるもの 基準感度より六デシベル高い | 1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望 波に対し、希望波の周波数から(± 一〇MHz離れた周波数において(一 | 五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使 用するものにあつては(一) 九一・三 デシベル(一ミリワットを○デシベル とする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの 陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超 え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を 使用するものにあつては(一) 九三・ 三デシベル(一ミリワットを○デシベ ルとする。)とする。以下陸上移動局 の欄において同じ。) の場合において 、スループットがその最大値の九五% 以上(注1) |
|---------------|--------------------------------------|---|---|---|
| | | | | |

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇

(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)一五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)(二)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(±)一七・五MHz以上離れた周波数におい

デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、

て(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの

基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(及び(±)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調さ

チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数にお

いて、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

れた妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)二二・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上

る。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHz

の変調された妨害波を（一）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において

| | |
|--|--|
| <p>隣接チャネル選択度</p> | |
| <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い</p> | <p>、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> |
| <p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、基</p> | |

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシ

準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注3)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(

ベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャ

(±)一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

ネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

る。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変

調された妨害波を（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チ

| | |
|--|---|
| <p>相互変調特性</p> | |
| <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い</p> | <p>ヤネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> |
| <p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同</p> | |

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の

順とする。)
離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合

周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い

において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの

基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周

(一七・五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二○デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一・五MHz及び(±)二・七MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の

周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望

波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同

| | | |
|--|---|--|
| | | |
| | | |
| | <p>順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> | |

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合
ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）及び（±）一七・五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）及び（±）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デ

シベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一五MHz及び（±）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上